

○後志広域連合介護保険事業計画策定検証委員会設置要綱

（ 令和 7 年 7 月 28 日
要綱第 5 号 ）

（設置）

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく後志広域連合介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定及び検証に当たって、後志広域連合介護保険事業計画策定検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）計画における介護サービス等計画値に対する達成状況に関すること。
- （3）計画における地域支援事業の実施効果の評価に関すること。
- （4）計画における予防給付実施効果の評価に関すること。
- （5）計画の遂行その他目標達成に関すること。

（計画検証）

第 3 条 計画の検証に当たっては、後志広域連合規約（平成 19 年市町村第 138 号指令）第 2 条に規定する地方公共団体（以下「関係町村」という。）の取り組む事業に対し、後志広域連合が必要と判断した場合には、その基準を示し、基準に沿った事業とすることを関係町村に求めることができる。

（委員等）

第 4 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- （1）有識者 3 名
- （2）後志広域連合介護保険運営協議会委員 1 名
- （3）関係町村介護保険担当課長 5 名

（任期）

第 5 条 委員の任期は、3 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けたときは、後任者が残任期間を引き継ぐものとする。

（委員長及び副委員長）

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、策定委員会の会議の議長となり会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 7 条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ意見を求めることができるものとする。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、介護保険課において処理する。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、令和7年6月1日から適用する。
(訓令の廃止)
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
- (1) 後志広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成27年後志広域連合要綱第4号）
 - (2) 後志広域連合介護保険事業計画検証委員会設置要綱（平成27年後志広域連合要綱第5号）